

福岡県公報

平成19年 9 月 26 日
第 2 7 3 1 号

目 次

告 示 (第1751号 - 第1773号)

生活保護法に基づく医療機関の指定	(監査保護課)	1
生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	(監査保護課)	2
生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更	(監査保護課)	2
生活保護法に基づく施術者の指定	(監査保護課)	2
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(監査保護課)	3
道路の供用の開始	(道路維持課)	3
土地改良事業の認可申請の適否決定	(農地計画課)	3
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	3
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治 山 課)	4
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	4
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治 山 課)	4
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治 山 課)	4
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	5
土地改良区の定款の変更の認可	(農地計画課)	5
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	5
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	5
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	6
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	6

産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の閲覧

	(廃棄物対策課)	6
廃棄物が地下にある土地の区域の指定	(廃棄物対策課)	7
解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	7
道路の区域の変更	(道路維持課)	7
道路の供用の開始	(道路維持課)	8
公 告			
貸金業者の登録の取消し	(経営金融課)	8
区画漁業の免許	(漁 政 課)	8
貸金業者の業務の停止	(経営金融課)	9
貸金業者の業務の停止	(経営金融課)	10

選挙管理委員会

平成17年 9 月 11 日 執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職
の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の一部訂正

(地 方 課) 10

告 示

福岡県告示第1751号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関の指定をした
ので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年 9 月 26 日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
久生675	きたがわ整形外科クリニック	久留米市合川町323 - 1	19・8・1
久生676	小野整形外科	久留米市東町27 - 8	19・9・1
柳生119	江頭整形外科医院	柳川市本城町117 - 6	19・8・10
嘉麻生29	かわくぼクリニック内科 胃腸科	嘉麻市上白井322 - 1	19・9・4

牽生歯35	ハートスマイル歯科クリニック	太宰府市大字向佐野731 - 20	19・9・1
春生歯70	塚原台歯科・こども歯科	春日市大字下白水67 - 11	19・8・1
筑紫生歯57	筑紫野歯科クリニック	筑紫野市二日市北3丁目1 - 15	19・7・17
筑紫地生歯3	医療法人元気が湧くこども歯科もとやま	筑紫郡那珂川町大字中原4 - 39	19・8・1
う生歯12	うきは歯科クリニック	うきは市浮羽町東隈上12 - 1	19・9・1
粕生薬122	株式会社古賀薬局新宮店	糟屋郡新宮町下府5丁目14 - 1	19・8・1
粕生薬123	ハーモニー薬局久山店	糟屋郡久山町大字久原字清水2594 - 1	19・9・1
大川生薬20	江頭エーザイ薬局	大川市大字幡保157	19・6・1
久生薬218	東合川調剤薬局南店	久留米市東合川4丁目9 - 30 住友ビル1F	19・8・1
嘉麻生薬21	さつき薬局	嘉麻市飯田1 - 2	19・9・1
嘉麻生薬20	うすい薬局	嘉麻市上臼井字船田323 - 10	19・9・1
久生訪20	白ゆり訪問看護ステーション	久留米市荒木町荒木469 - 1 - 101号	19・8・1

福岡県告示第1752号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
久生539	医療法人久留米大塩眼科クリニック	久留米市津福本町465 - 1	19・8・1

2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
------	-----	-------	-------

柳生40	江頭整形外科医院	柳川市本城町117 - 6	19・8・9
女生44	吉田医院	八女郡黒木町大字笠原4324 - 1	19・7・31
筑紫生歯46	筑紫野歯科クリニック	筑紫野市二日市北3丁目1 - 15	19・7・16
筑紫地生歯1	こども歯科もとやま	筑紫郡那珂川町大字中原4 - 39	19・7・31
粕生薬62	株式会社箱崎薬局新宮店	糟屋郡新宮町下府5丁目14 - 1	19・7・31

福岡県告示第1753号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から名称の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
大野生薬37	有限会社さかきばら薬局	さかきばら薬局本店	大野城市下大利1丁目2 - 6 第3 筑水ビル1階	19・7・19
春生薬39	さかきばら薬局春日店	さかきばら薬局昇町店	春日市昇町5丁目5 - 4	19・7・19

福岡県告示第1754号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
粕生マ14	落石宏之（なごみ鍼灸整骨院）	糟屋郡新宮町緑ヶ浜3丁目2 - 17	19・7・9

筑紫生柔30	矢部隆志（やまむら整骨院美しが丘）	筑紫野市美しが丘南6丁目1-9	19・6・25
筑紫生柔31	内藤昇剛（やまむら整骨院美しが丘）	筑紫野市美しが丘南6丁目1-9	19・6・25
筑紫生柔32	村中真由美（やまむら整骨院美しが丘）	筑紫野市美しが丘南6丁目1-9	19・6・25
粕生柔33	落石宏之（なごみ鍼灸整骨院）	糟屋郡新宮町緑ヶ浜3丁目2-17	19・7・9

福岡県告示第1755号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
筑紫生柔16	宮崎和徳（やまむら整骨院美しが丘）	筑紫野市美しが丘南6丁目1-9	19・7・2

福岡県告示第1756号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年9月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間

行 橋	下 深 野 線 犀 川	京都郡みやこ町節丸1450番1先から 同郡同町節丸1449番1先まで
-----	----------------	---------------------------------------

福岡県告示第1757号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業の認可申請を平成19年9月3日付けで適当であると決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	事 業 名	縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
糸島郡志摩町 土地改良区	農業用ため池整備事業 (脇地区)	土地改良事業計画書の写し	平成19年9月26日から 平成19年10月25日まで	志摩町役場

福岡県告示第1758号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成19年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年6月7日福岡県告示第894号
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法 変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び北九州市役所に

備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1759号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年9月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成4年1月22日福岡県告示第144号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1760号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成19年9月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成4年3月27日福岡県告示第605号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1761号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年9月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成7年2月9日農林水産省告示第218号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課並びに豊前市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1762号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年9月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成7年8月30日福岡県告示第1534号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1763号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 JA系島産直市場系伊都菜彩
- (2) 所在地 福岡県前原市大字波多江字スポリ567-1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1764号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成19年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
--------	-------

東下土地改良区

平成19年9月12日

福岡県告示第1765号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年8月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人 AMIGOS DA BAHIA
- (2) 代表者の氏名
石橋 仁貴
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市早良区小田部1丁目3番13号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、市民に対して、ブラジルをはじめとした各国の文化スポーツの普及やブラジルの子供たちへの教育支援、環境の保全を図る活動に関する事業を行い、国際交流に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1766号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成19年8月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称
特定非営利活動法人英語教授法研究会
- (2) 代表者の氏名
内田 壯平
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市中央区小笹3丁目6番21号(株式会社リトル・アメリカ内)
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、全国の英語教員、又は英語講師等、英語教育に携わる人々に対して、英語教授法に関する事業を行い、正しい英語教育の推進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1767号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成19年9月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称
特定非営利活動法人 FUKUOKA デザインリーグ
- (2) 代表者の氏名
水口 敬司
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市南区大橋1丁目3番27号

- (4) 定款に記載された目的

この法人は多岐に渡るデザイン専門団体や個人を組織化することにより、デザインの向上および普及を図り、もって経済の発展および豊かな市民生活に寄与するとともに、公益的な立場からデザイン全般に関する総合的な研究や提案を進め、市民のゆとりある豊かな生活実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1768号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成19年9月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
NPO法人筑前立花会
- (2) 代表者の氏名
南部 忠男
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市東区水谷2丁目33番5号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象とし、創作劇を中心に、郷土の歴史を伝承する事業を行い、歴史、文化の振興はもとより、高齢者の参加による健康福祉、青少年との交流、演劇指導を通じ、郷土を愛する心を育む事で、子どもの健全育成、環境の保全に関する活動に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1769号

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成2年

福岡県条例第20号) 第6条第2項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条例第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を閲覧に供する。

平成19年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社環境施設

筑紫野市大字山家2408番地の6

代表取締役 田中 直継

2 施設の種類及び処理能力

汚泥の脱水施設

一日当たり 4,000立方メートル

3 設置場所

筑紫野市大字山家2044番7

4 指定地域

筑紫野市大字山家の一部

上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて閲覧に供する。

5 閲覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県筑紫保健福祉環境事務所

6 閲覧の期間

平成19年9月26日から同年10月26日まで

福岡県告示第1770号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定に基づき、次のように廃棄物が地下にある土地の区域を指定区域として指定する。

平成19年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定する区域

京都郡苅田町鳥越町1番地3の一部

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第13条の2第3号イに掲げる埋立地であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第12条の31第2号に規定する苅田町により一般廃棄物の埋立処分の用に供された場所であって廃止されたもの

福岡県告示第1771号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成19年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

1 解除予定保安林の所在場所

朝倉郡東峰村大字宝珠山字仙道5216の4、5216の10、5230の3、5232の2、5236の

2

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

用排水路用地とするため

福岡県告示第1772号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
行 橋	一 般 国 道	496 号	前	京都郡みやこ町犀川下伊良原1048番1先から 同郡同町犀川下伊良原1054番1先まで	5.0 ~ 7.0	90.0
			後	同上	7.4 ~ 9.0	90.0
行 橋	一 般 国 道	496 号	前	京都郡みやこ町犀川下伊良原480番1先から 同郡同町犀川下伊良原324番先まで	6.2 ~ 7.0	48.0
			後	同上	6.2 ~ 9.6	48.0

福岡県告示第1773号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年9月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年9月26日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
行 橋	496 号	京都郡みやこ町犀川下伊良原697番1先から 同郡同町犀川下伊良原694番1先まで
行 橋	496 号	京都郡みやこ町犀川下伊良原322番1先から 同郡同町犀川下伊良原322番4先まで
行 橋	496 号	京都郡みやこ町犀川下伊良原347番3先から 同郡同町犀川下伊良原349番1先まで

行 橋	496 号	京都郡みやこ町犀川下伊良原1048番1先から 同郡同町犀川下伊良原1054番1先まで
行 橋	496 号	京都郡みやこ町犀川下伊良原480番1先から 同郡同町犀川下伊良原324番先まで

公 告

公告

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第37条第1項の規定に基づき、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成19年9月26日

福岡県知事 麻 生 渡

名称及び氏名	主たる営業所の所在地	登録番号及び登録年月日	行政処分の年月日及び内容	適用条文
高武金融 高武 学	糸島郡志摩町大字 岐志753番地の1	福岡県知事 (1)第08245号 平成16年9月15日	平成19年8月25日 登録取消処分	
こがね屋 宮武 康二	福岡市早良区室見 1丁目13番7号 JGM室見駅前501号	福岡県知事 (1)第08269号 平成16年12月15日	平成19年9月3日 登録取消処分	貸金業の規制等に関する法律第37条第1項第6号
カーバンクティ ーアンドティ ー 水上 喜雅	福岡市西区今宿東 1丁目19番10号	福岡県知事 (1)第08272号 平成16年12月15日	平成19年8月26日 登録取消処分	

公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づき、平成19年9月1日付けで有明海区における区画漁業を次のように免許した。

平成19年9月26日

福岡県知事 麻 生 渡

免許番号	漁業権者の住所	漁業権者の名称	免許の内容及び制限又は条件	存続期間
有区第2号	福岡県柳川市三橋町高畑271番地	福岡県有明海漁業協同組合連合会	漁業法に基づく漁業の免許の内容たるべき事項等（平成19年5月福岡県告示第1795号）の公示内容のとおり	平成19年9月1日から平成20年8月31日まで
有区第3号	〃	〃	〃	〃
有区第4号	〃	〃	〃	〃
有区第5号	〃	〃	〃	〃
有区第6号	〃	〃	〃	〃
有区第7号	〃	〃	〃	〃
有区第8号	〃	〃	〃	〃
有区第9号	〃	〃	〃	〃
有区第10号	〃	〃	〃	〃
有区第11号	〃	〃	〃	〃
有区第12号	〃	〃	〃	〃
有区第13号	〃	〃	〃	〃
有区第14号	〃	〃	〃	〃
有区第15号	〃	〃	〃	〃
有区第16号	〃	〃	〃	〃
有区第17号	〃	〃	〃	〃
有区第18号	〃	〃	〃	〃
有区第19号	〃	〃	〃	〃
有区第20号	〃	〃	〃	〃
有区第21号	〃	〃	〃	〃
有区第22号	〃	〃	〃	〃
有区第23号	〃	〃	〃	〃
有区第24号	〃	〃	〃	〃
有区第25号	〃	〃	〃	〃

有区第26号	〃	〃	〃	〃
有区第27号	〃	〃	〃	〃
有区第28号	〃	〃	〃	〃
有区第29号	〃	〃	〃	〃
有区第30号	〃	〃	〃	〃
有区第31号	〃	〃	〃	〃
有区第32号	〃	〃	〃	〃
有区第33号	〃	〃	〃	〃
有区第34号	〃	〃	〃	〃
有区第35号	〃	〃	〃	〃
有区第36号	〃	〃	〃	〃
有区第37号	〃	〃	〃	〃
有区第38号	〃	〃	〃	〃
有区第39号	〃	〃	〃	〃
有区第40号	〃	〃	〃	〃
有区第41号	〃	〃	〃	〃
有区第42号	〃	〃	〃	〃
有区第43号	〃	〃	〃	〃
有区第44号	〃	〃	〃	〃
有区第45号	〃	〃	〃	〃
有区第46号	〃	〃	〃	〃
有区第47号	〃	〃	〃	〃
有区第48号	〃	〃	〃	〃
有区第49号	福岡県大牟田市早米来町一丁目82番地	三里漁業協同組合	〃	〃

公告

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次の貸

金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。

平成19年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称
ローンズアサヒ
- 2 氏名
朴 三津枝 (福田 三津枝)
- 3 主たる営業所の所在地
福岡市博多区下呉服町4番31号 ハンドレッドビル4F
- 4 登録番号
福岡県知事(1)第08356号
- 5 登録年月日
平成17年12月15日
- 6 行政処分の年月日
平成19年8月30日
- 7 行政処分の内容
貸金業務の全部停止180日間 (平成19年8月31日から平成20年2月26日まで)
ただし、弁済の受領に関する業務を除く。
- 8 適用条文
貸金業の規制等に関する法律第36条

公告

貸金業の規制等に関する法律 (昭和58年法律第32号) 第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。

平成19年9月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称
東亜クレジット
- 2 氏名

大石 健太郎

- 3 主たる営業所の所在地
久留米市東町1-11 イーストヒルズ201号
- 4 登録番号
福岡県知事(4)第06764号
- 5 登録年月日
平成19年5月15日
- 6 行政処分の年月日
平成19年8月30日
- 7 行政処分の内容
貸金業務の全部停止60日間 (平成19年8月31日から平成19年10月29日まで)
ただし、弁済の受領に関する業務を除く。
- 8 適用条文
貸金業の規制等に関する法律第36条

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第135号

公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第189条第1項の規定による選挙運動に関する収支報告書について、平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者麻生太郎の出納責任者から訂正があったので、同法第192条第1項の規定に基づき公表した平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨 (平成18年3月6日福岡県選挙管理委員会告示第18号) の一部を、次のとおり改める。

平成19年9月26日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨中、麻生太郎の項を次のとおり改める。

No. 1

候補者氏名	麻 生 太 郎	候補者届出政党	自 由 民 主 党	出納責任者氏名	深 町 純 亮
第1回報告分	期間 平成17年8月10日から平成17年9月20日まで			報告書受理年月日	平成17年9月22日

収 入

主たる寄附

(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
自由民主党福岡県第八選挙区支部		7,000,000円

その他の寄附

その他の収入	598,641円
--------	----------

今 回 計	7,598,641円
-------	------------

前 回 計	0円
-------	----

総 計	7,598,641円
-----	------------

支 出

人 件 費	1,123,000円
-------	------------

家 屋 費	6,259,600円
-------	------------

(選挙事務所費)	6,259,600円)
----------	-------------

(集会会場費)	0円)
---------	-----

通 信 費	0円
-------	----

交 通 費	0円
-------	----

印 刷 費	1,877,120円
-------	------------

広 告 費	371,165円
-------	----------

文 具 費	0円
-------	----

食 糧 費	0円
-------	----

休 泊 費	0円
-------	----

雑 費	5,040円
-----	--------

今 回 計	9,635,925円
-------	------------

前 回 計	0円
-------	----

総 計	9,635,925円
-----	------------

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェンツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷紙含有100%再生紙を使用しています